

「きらり冬あそ」周遊ルートデジタルパンフレット等制作業務委託に伴う
プロポーザル実施要領

1 委託業務名

「きらり冬あそ」周遊ルートデジタルパンフレット等制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）11月27日（金）まで

3 委託業務の内容

別添『「きらり冬あそ」周遊ルートデジタルパンフレット等制作業務委託仕様書』
のとおり

4 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 事業費上限額

1,940千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、提示額は、プロポーザル実施にあたっての目安（上限）となる額であり、
契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額
とは必ずしも一致しない。

6 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 次のいずれにも該当しない者。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされた者。
 - ウ 国又は地方公共団体から指名停止の処分を受けている者。
- (3) 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下でないこと。
- (8) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請者の記名等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。なお、代表団体及びその構成員は上記(1)～(7)のすべてを満たすこととする。

- (9) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (10) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (11) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

加えて、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等及び熊本県工事等競争入札心得等の当県入札条件に違反した者の提案等は無効とする。

7 スケジュール(予定)

- (1) 募集・質問受付開始 8月26日(水)
- (2) 質問書締切 9月2日(水) 午後5時まで
- (3) 参加申込締切 9月9日(水) 午後5時まで
- (4) 企画提案書提出期限 9月16日(水) 午後5時まで
- (5) 審査(書面) 9月下旬(予定)
- (6) 契約締結 10月上旬(予定)

8 プロポーザルに係る事項

(1) 参加申込関連

ア 提出方法 メール

イ 提出物 参加申込書【別紙様式1】

ウ 提出期限 令和8年（2026年）9月9日（水）午後5時まで

エ 提出先 本要領末尾に記載するメールアドレス

(2) 企画提案書関連

ア 提出方法・部数 紙6部、電子データ1部

イ 提出物

(ア) 企画提案書表紙【別紙様式2】

(イ) 企画提案書（任意様式）

デザインのラフ案を提出すること

(ウ) 業務実施体制図（任意様式）

(エ) 見積書（任意様式）

(オ) 業務工程表（任意様式）

(カ) 会社概要【別紙様式3】

(キ) 事業者の取組に関する申出書及び添付書類【別紙様式4】

(3) 提出期限 令和8年（2026年）9月16日（水）午後5時まで

(4) 提出先 本要領末尾に記載する住所

(5) 質問の方法

質問がある場合は、質問書【別紙様式5】を末尾問い合わせ先までメールにより令和8年（2026年）9月2日（水）までに提出すること。

質問のあった事項についての回答は、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局ホームページに掲載する。

(6) 参加辞退の方法

参加申込手続きを行った後、都合により参加を辞退することになった場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 選定方法等

提出された企画提案書と下表の審査基準を基に、審査員による書面審査を行うこととし、評価が高かった者を契約候補者として選考する。なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを追加実施する。

なお、審査委員会参加者の順位及び点数は公表しない。

審査基準

	評価項目	評価ポイント	配点
1	企画の内容	○マップ全体のレイアウト（デザイン、情報量）は見やすいか。 ○掲載スポットの魅力が伝わり、実際に訪れたいくなるような工夫や仕掛けがあるか。 ○スタンプ・ステッカー・ミニ巾着・その他ノベルティは、手に取りたいくなるデザインとなっているか。 ○仕様書で定める内容のほか、本業務の目的達成により有効な提案がなされているか。	50
2	実施体制	○本業務の目的及び内容に関する十分な理解及び知識を有しているか。 ○実施体制は明確で、円滑な事業実施に必要な人員や体制が確保されているか。 ○無理のないスケジュールとなっているか。 ○本業務と類似した業務の実績はあるか。	25
3	見積書	○提案内容から勘案して見積価格は妥当か。	18
4	事業者の取組 （公告日現在）	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか、または、③協力雇用主登録制度に登録があるか。 ④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または、⑤森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。 ⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。 ⑦熊本県SDGs登録制度しているか、または、⑧パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	1項目該当 →1点 2項目該当 →3点 3項目以上 該当 →5点 6項目以上 該当 →7点
合 計			100

10 採否の通知

選考結果については、決定後、提案書記載の連絡先あてに文書又はメールにて通知する。

11 著作権について

- (1) 提出された企画提案書が採用された場合、その著作権等一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務にて制作した成果物について、委託者に対して著作権人格権を行使しない。

12 契約保証金について

熊本県会計規則第78条第6号の規定を準用し、契約保証金は免除とする。

13 その他

- (1) プロポーザルに係る費用については、参加者の負担とし、提出された企画書等は返却しない。
- (2) 提出期限後の書類の追加・修正等は、原則として認めない。
- (3) 契約候補者が必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。
この場合、次点者と契約について協議・調整することとする。
- (4) 提案内容は、そのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (5) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - イ 関係書類に提出すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき

【提出先・お問合せ先】

阿蘇地域観光推進協議会

(熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課内)

担当：赤坂（あかさか）

住 所：〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2402

Tel：0967-22-3903（直通）

メール：akasaka-r@pref.kumamoto.lg.jp